

大阪府監査委員告示第7号

平成20年度に執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年2月25日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	梅本	憲史
同	谷口	昌隆

(通知文)

教委総第4044号
平成21年2月9日

大阪府監査委員	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様

大阪府教育委員会委員長 生野 照子

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<非常勤講師の報酬支給事務について>

- 1 監査対象機関
箕面支援学校
- 2 指摘事項
庶務諸給与関係
非常勤講師の報酬支給事務において、交通費相当加算額を誤ったため、報酬が過払いとなっているものがあった。
- 3 措置の状況

当該交通費相当加算額過払分の戻入手続を行い、平成20年11月26日に返納されたことを確認しました。

また、平成20年12月1日付けで、実態に合った発令に通知し直しました。

今後、非常勤講師の報酬等の支給に当たっては、関係条例、規則の規定により、適正に対応していくよう努めます。

<行政財産の使用許可について>

1 監査対象機関

岸和田高等学校

2 指摘事項

財産関係

学校敷地の上空に、電力会社の電線等が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。

3 措置の状況

学校敷地の上空を占有する電力会社等の電線等については、平成20年12月4日までにすべての移設工事を完了しました。

今後、公有財産の管理については、関係条例、規則の規定に則り、適正に行うよう努めます。